

## 吹田市市税審議会 会議録

### 1 開催日時

平成27年(2015年)8月7日(金) 午前10時から午前11時15分まで

### 2 開催場所

吹田市役所 高層棟4階 特別会議室

### 3 出席者

- |                          |               |
|--------------------------|---------------|
| (委員)・藤田 弘道 委員            | ・辻 美枝 委員      |
| ・大川 清見 委員                | ・友田 光子 委員     |
| ・井川 文夫 委員                | ・児島 伸幸 委員     |
| ・高橋 守 委員                 |               |
| (市理事者)・太田 副市長            | ・木野内 市民生活部長   |
| ・田中 市民生活部次長              | ・野口 税務室長      |
| ・山本 市民生活部総括参事(資産税課長事務取扱) |               |
| ・江原 納税課長                 | ・上村 税制課長      |
| ・馬場 市民税課長                |               |
| ・葉山 税務室参事(資産税課)          | ・當 税務室参事(納税課) |
| ・岡本 税務室参事(市民税課)          |               |
| ・田毎 資産税課主幹               | ・田中 市民税課主幹    |
| ・森田 納税課長代理               |               |
| (事務局)・樋上 税制課長代理          | ・植田 税制課主任     |
| ・柳町 税制課主任                |               |

### 4 傍聴者

1名

### 5 配付物

- (1) 吹田市市税審議会委員名簿(当日配布)
- (2) 市税審議会資料(事前送付)
  - (ア) 吹田市市税審議会規則(1ページ)
  - (イ) 吹田市市税審議会傍聴に関する取扱いについて(2ページ)
  - (ウ) 平成26年度(2014年度)市税収入状況一覧表(3ページ)
  - (エ) 市税収入の変遷(4ページ)
- (3) 吹田市市税審議会 会議次第(事前送付)
- (4) 座席表(当日配布)

## 6 会議内容（発言要旨）

### （1） 会長・副会長の互選

会長・副会長の互選が行われ、会長に大川委員が、また、副会長に井川委員が就任された。

### （2） 議事1 平成26年度（2014年度）市税収入状況について

理事者側から資料説明の後、次の意見、質疑があった。

（委員） 法人市民税の対象法人数及び平成25年度と平成26年度の変化はどのようなものか。

（理事者） 法人市民税の対象法人数は現年度分のみで平成25年度は8,325社から、平成26年度は8,423社となっており、98社の増加となっている。

（委員） 法人市民税の対象法人のうち吹田に本社がある法人は何社あるか。

（理事者） 吹田市に本社がある単独法人は5,373社である。

（委員） 事業所税について、前年度に大口納税義務者の決算期変更に伴う減額があったとのことだが、平成26年度市税収入状況の数字は平年度化された数字か。事業所税はどのような税の仕組みになっているのか。

（理事者） 資産割として1㎡あたり600円と、従業者割として、事業所に詰めている従業員の給料に0.25%をかけた額が事業所税額となる。

また、平成26年度の数字が平年度化された数字であり、今後この数字で推移していくものと思われる。

（委員） 償却資産の税収は減収となっているが、どのような理由か。また今年から償却資産の調査を行う旨の文書がすべての事業所に送られているが、この点について説明いただきたい。

（理事者） 新規取得資産の設備投資が少なかったことが償却資産の税収の減少の原因であると思われる。償却資産の実地調査は限られた人数で実施するため、事業所に対して固定資産台帳や償却資産についてわかる資料の郵送を依頼する方法も活用しながら行う。数年かけて全事業所を網羅する予定である。

(委員) 償却資産の申告に関するばらつきなどの不公平感をなくするために必要なことである。

(委員) 平成26年度の税収が約641億5千万円とのことだが、大阪府下ではどれぐらいの位置にあるのか。

(理事者) 近隣であれば、平成25年度の報告で、豊中市が650億円、高槻市が490億円、茨木市が440億円、箕面市が230億円、東大阪市が750億円となっている。大阪市、堺市などの政令市を除き、大阪府下で3番目である。また、吹田市においても平成25年度から平成26年度で15億円ほど増収となっていることから、各市とも平成26年度は平成25年度より増収となっているものと思われる。

(委員) エキスポシティの開業に伴う、固定資産税収及び土地に対する交付金の増加はどのように見込んでいるのか。

(理事者) 土地は大阪府所有のため非課税だが、建物については、家屋自体の固定資産税及びテナントの設備投資の償却資産に対する固定資産税が入る。

ただ、金額については完成していないため大まかな見込みしかできないが、家屋の税額については、面積などを参考にして1億5千万円程度、償却資産については、1億5千万円～1億6千万円程度を他市の施設を参考に増収を見込んでいる。

なお、大阪府所有の土地に対する交付金については、昨年度から工事着工されているため、平成28年度から入ってくることが見込まれる。吹田市の路線価で試算すると1億5千万円の交付を見込むことができるが、あくまで交付金額は大阪府の資産台帳の帳簿価額により計算されるので不明である。

(委員) エキスポシティの開業に伴う、法人市民税の税収はどのように見込んでいるのか。

(理事者) エキスポシティに入るテナントの増加などにより、均等割の増加を見込むことはできるが、テナントの従業員数、規模等が不透明なため法人割を見込むことはできない。

(委員) エキスポシティの開業に伴い、地方消費税収も増えるのか。

(理事者) 地方消費税は財政室で見込むことになっており、税務当局では見込んでいない。

(委員) 平成26年度の報告によると、滞納繰越分の回収が増加しているというのだが、これは滞納額が減っているということか。

(理事者) お見込みのとおり。滞納分に対する徴収率が上がっていることや、現年課税分に対する徴収もきちんとしているため滞納額が総合的に減少している。

(委員) 徴収率を上げるためにしていることは何かあるか。

(理事者) とにかく事案に対して早期接触を行い、納税をはたらきかけること、財産調査を徹底的に行い、納税に協力的でない方には滞納処分を徹底して行うことを努力している。また景気の動向の影響も大きい。

(理事者) 納税通知書に口座振替の申込書を同封するなど、口座振替の推進に取り組むことによって、毎年2%の口座振替登録者の増加がみられていることや、4年前からコンビニ収納を導入して、収納の利便性を高めることによって、収納率の上昇に結びついている。

(委員) マイナンバーの導入による徴収率、税収の増加の可能性はあるのか。

(理事者) マイナンバー制度の導入によって、市民税の他市での扶養関係の把握が容易になることが考えられる。また徴収に関しては直接マイナンバー制度による連携を行うことはできないが、課税課を通じて、他市での所得状況を速やかに把握できるため、情報を早くつかんで事案により早く対応していくことができ徴収率の改善につながっていく可能性がある。ただし、徴収率や税収への効果の額は不透明である。

(委員) マイナンバーの導入によってどこまで個人情報管理されることになるのか。預金口座までマイナンバーで掌握されることになるのか。取り立てが厳しくなることにつながらないか。情報の漏えいなどの問題も心配である。

(理事者) 政府で預金口座まで番号を振ることも決まっていない。

(理事者) マイナンバーの用途の拡大法案も現在ストップしているようなので、その状況によって市も対応するつもりである。

(委員) 口座振替をすると自動的に税金が引き落とされることになるが、本人

が亡くなって引き落とし続けて税金の払いすぎになる恐れはないのか。一人暮らしの人が増えているので特に心配である。

(理事者) 納税義務者が亡くなった場合、吹田市民であれば、死亡届によって死亡の事実を把握し、口座振替の停止を行うことになる。また市民税であれば、賦課期日前に死亡の事実を把握すれば、債務を負担していただくために普通徴収で代表人指定の通知を送ることになる。

納税義務者が市外の人である場合、マイナンバーが導入されていない現状では、死亡の事実を把握できないため、親族等による連絡や口座の停止、納税通知書の返戻などがなければ、口座振替による引き落としを継続するケースはあり得る。しかし結果的には死亡者の相続対象資産から徴収することになるので、税金の取り過ぎにはならないと思われるが、今後の課題である。

(委員) 市税の滞納繰越には時効はあるのか。時効によって消滅している額はどれくらいあるのか。時効になる前に滞納整理で努力していることはあるのか。

(理事者) 地方税の時効は5年。地方税法で認められた執行停止処分も含めての平成26年度の不納欠損として調定額から消滅している額が1億3千7百万円である。

不納欠損を減らすべく、事案への早期着手、厳正な滞納処分の執行等を心掛けている。

(委員) 個人市民税における年金受給者の割合はどれくらいか。滞納者と年間所得者層との関係性などは把握しているか。

(理事者) 滞納者の収入の層はさまざまである。滞納額での分析は行っているが、滞納額と所得の関係性については分析していない。滞納整理の関係で所得を調査することはあるが統計としては取っていない。高額滞納者であっても、現在も高所得者であるとは限らない。

(理事者) 平成25年度決算における個人市民税の年金特徴者の税額は10億円である。年金以外に収入のある人もいるので年金単独の人の割合は不明である。

(委員) 年金生活者の生活苦が滞納などの一因ではないか。

(理事者) 65歳以上の年金のみ受給者は特別徴収で市民税を徴収しているので

原則滞納はない。

## 議事 2 その他

### (1) 事務局からの連絡事項

### (2) 次回市税審議会開催について理事者からの報告

次回、市税審議会において平成27年度税法改正に伴う条例改正についての諮問を予定しておりその中で、滞納整理における徴収及び換価の猶予の申請手続きについて条例で定めることも含まれている。

しかし現在、滞納整理における徴収及び換価の猶予の申請手続きについて、近隣北部都市と歩調を合わせるため、大阪府の取り扱いに合わせる方向で調整中であるが、大阪府の条例の議会への上程が12月にずれ込む可能性がある。

来年4月から施行することを考えると、吹田市において12月もしくは3月議会に上程する予定で考えているが、大阪府の動向に左右される状況である。

そのため、次回市税審議会の開催時期を大阪府の動向に合わせて、10月23日もしくは1月下旬とする。10月23日開催の判断については9月中旬までに事務局から各委員に連絡する。